特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
飯塚市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
飯塚市長

公表日
令和7年1月10日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	飯塚市では、健康増進法に基づき、全ての住民を対象に健(検)診の通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。 具体的には、 健康増進事業に関する事務について具体的な事務は以下のとおり。(検診の種類によって多少異なる)①利用申込若しくは減免申請の受理②受診対象者であることの確認、受診券の発行、減免決定及び却下等③事業の提供④事後指導、結果管理
③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
健康管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表111の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項 【情報照会】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　健幸保健課
②所属長の役職名	健幸保健課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314・1315・1316)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部　健幸保健課　健康づくり係・特定健診係 住所:飯塚市忠隈523番地 電話番号:0948-24-4002(内線:健康づくり係2160～2164、特定健診係2155～2159)

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐づけを実施しているため。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託契約において、特定個人情報ファイル取り扱いに関する規定を設けているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	こども・健康部　健幸・スポーツ課	市民協働部　健幸・スポーツ課	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	こども・健康部　健幸・スポーツ課　保健センター係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002	市民協働部　健幸・スポーツ課　保健センター係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002	事後	
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 3.重大事故	令和2年2月6日　発生なし	令和2年2月6日　発生あり	事後	
令和2年6月18日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民協働部　健幸・スポーツ課　保健センター係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002	市民協働部　健幸・スポーツ課　成人保健係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002	事後	
令和3年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 3.重大事故	令和3年2月6日　発生あり	令和3年2月6日　発生なし	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民協働部　健幸・スポーツ課	市民協働部　健幸保健課	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健幸・スポーツ課長	健幸保健課長	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民協働部　健幸・スポーツ課　成人保健係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002	市民協働部　健幸保健課　成人保健係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002	事後	
令和3年12月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和3年12月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	–	【情報提供】 番号法（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】 番号法（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	
令和3年12月28日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	［〇］接続しない（提供）	［　］接続しない（提供） 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か［十分である］	事後	
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市民協働部　健幸保健課　成人保健係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002	市民協働部　健幸保健課　成人保健係・特定健診係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002（内線：成人保健係2160～2164、特定健診係2155～2159）	事前	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事前	
令和4年4月1日	Ⅳリスク対策 8.監査	自己点検の実施有	自己点検、内部監査の実施有	事前	
令和5年2月16日	Ⅰ　関連情報　7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部　総務課 住所：飯塚市新立岩5番5号 電話番号：0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部　総務課 住所：飯塚市新立岩5番5号 電話番号：0948-22-5500(内線1314・1315・1316)	事後	
令和5年2月16日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和4年8月8日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和5年2月16日	Ⅱ　しきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和5年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和5年2月16日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	
令和5年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年2月16日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	
令和6年7月5日	5　評価実施機関における担当部署　①部署	市民協働部　健幸保健課	福祉部健幸保健課	事後	
令和6年7月5日	8　特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ　連絡先	市民協働部　健幸保健課　成人保健係・特定健診係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002（内線：成人保健係2160～2164、特定健診係2155～2159）	福祉部　健幸保健課　健康づくり係・特定健診係 住所：飯塚市忠隈523番地 電話番号：0948-24-4002（内線：健康づくり係2160～2164、特定健診係2155～2159）	事後	
令和6年11月30日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第一の第76の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。）第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表111の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。）第54条		
令和6年11月30日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】番号法（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】番号法（平成25年法律第27号）第19条第8号、別表第二の102の2の項	【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項 【情報照会】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項		
令和6年11月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月18日時点	令和6年11月30日時点		
令和6年11月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月18日時点	令和6年11月30日時点		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月7日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年1月7日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐づけを実施しているため。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月7日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		４）委託先における不正な使用等のリスクへの対策		
令和7年1月7日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和7年1月7日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		委託契約において、特定個人情報ファイル取り扱いに関する規定を設けているため。		